

1

入居の際の手続きについて

1 入居時期

入居時期は、会社が指定する入居開始日から20日以内です。この期間内にすみやかに入居してください。

- 家賃は入居開始日からお支払いいただきます。



2 住宅の点検

入居される方は、引越されるまでに必ず住宅内を点検してください。なお、空き家住宅は、あくまでも以前に人が居住していた住宅ですので、新築住宅のような状態でないことをあらかじめご了承ください。

- 異状や故障があったら、すぐに担当の管理センターまで申し出てください。



3 水道・電気・ガスの使用申し込み

水道・電気・ガスは閉栓をしていますので、引越されるまでに最寄りの営業所、指定店へ使用申し込みをしてください。

- 営業所、指定店へ各自使用申し込みをしてください。
- お申し込み可能な電力自由化や都市ガス自由化に関する情報は、資源エネルギー庁のホームページでご確認いただくか右記窓口までお問い合わせください。

- 資源エネルギー庁：
電力自由化についてのお問い合わせ窓口
0570-028-555
電話受付時間 9:00~18:00
(土日祝日、年末年始を除く)
- 資源エネルギー庁：
都市ガスの小売全面自由化についてのお問い合わせ窓口
03-3501-3506
電話受付時間 9:30~18:15
(土日祝日、年末年始を除く)

4 引越の際のご注意

引越の際、車の乗り入れにより花壇、側溝などの施設や水道管・ガス管などの埋設物を破損しないようにご注意ください。

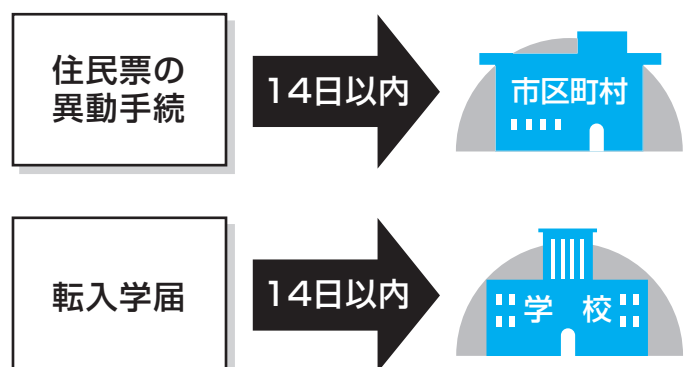
- 施設や、埋設物を破損した場合は入居者の負担で修復していただきます。
- 引越の際にできたゴミは、お住まいになっている市町村のルールに従って処分してください。



5 住民票などの手続き

入居後、市区町村に住民票の異動手続きや、就学児がおられる家庭は、学校への転入学届を忘れずに提出してください。

- 引越し日から14日以内に住民票の異動手続きを行ってください。
- 学校に関するお問い合わせは、所管の市区町村の教育委員会までご連絡ください。



6 未入居のまま契約を解除する時

契約後やむを得ない事情で入居されずに契約を解除される場合は、担当の管理センターまで申し出ていただき契約解除の手続きをしてください。住宅を使用されなくても入居開始日から契約解除日までの日割家賃をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。